

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「伊藤忠商事で実施された朝型勤務のトライアル実施のレビュー総括」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

去る4月24日にニュースリリースされた記事ですが、伊藤忠商事では昨年の10月から半年間に渡り「朝型勤務のトライアル実施」がされたとのことでした。

この取り組みの趣旨は、残業ありきの働き方を今一度見直し、所定勤務時間帯（9:00～17:15）での勤務を基本とした上で夜型の残業体質から朝型の勤務へと改め、効率的な働き方の実践を通して、総労働時間の削減を図るものです。更に、一層の業務効率化や社員の健康の保持・増進に繋がるだけでなく、女性社員の活躍支援や社員の仕事と家庭の両立支援にも繋がるとしています。

トライアル期間中は、以下の仕組みで運営され、平成26年5月以降も同じ形で正式にスタートされるとのことでした。

- ・深夜勤務（22:00～5:00）の禁止。
- ・20:00～22:00 勤務の原則禁止、但し、やむを得ず20:00以降勤務が必要な場合は事前申請の上、認める。
- ・早朝勤務時間（5:00～8:00）は、インセンティブとして、深夜勤務と同様の割増賃金（時間管理対象者：150%/時間管理対象外：25%）を支給する。
- ・7:50以前始業の場合、5:00～8:00の割増率を8:00～9:00にも適用。
- ・健康管理の観点から、8:00前始業社員に対し、軽食を支給する。

上記の取り組みは、2013年10月から2014年3月まで国内勤務社員約2,600名に対して行われ、制度導入当初の狙い通り時間外勤務時間が大幅に削減されました。

時間外勤務実績（月/平均）（昨年度同時期比）

- ・総合職：49時間11分 ⇒ 45時間20分：約4時間減 ⇒ 延べ 約2,300時間減
- ・事務職：27時間3分 ⇒ 25時間5分：約2時間減 ⇒ 延べ 約1,050時間減

その結果、時間外勤務手当のコストも削減されました。

コスト/月（昨年度同時期比）

- ・時間外勤務手当：早朝割増含め約7%減
- ・全体：時間外勤務手当（含む早朝割増）・軽食コスト含め約4%削減

社員の反応として、夜の時間を活用してお客様との会食・社内のコミュニケーションの機会創出、家に帰っての家族との団欒、読書等自己啓発に費やす時間が増え、総じて「メリハリのある働き方」の実現に寄与している等、朝型勤務のメリットを実感している多数の社員から声があがっているとのことでした。

22:00以降の割増賃金を含めた残業手当は、時間給にして1.5倍にもなります。これを5:00～8:00の勤務にも適用する（法的にはその時間帯ならば1.5倍の割増義務はありません）という、かなり大胆な手を打っています。これは会社から社員へ投げる大きなメッセージボールと言えるのではないのでしょうか。